

## ■「初診時の選定療養費の徴収」について

当院では、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の医療機関からの紹介状なしに医療法第 7 条 2 項第 5 号に規定する一般病棟に係るものの数が 200 床以上の病院を受診した患者については自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用(当院設定金額:7,700 円)を患者さまから徴収しております。

また、他の医療機関へ紹介後、上に同じく紹介状なしの再診料を算定する再診に相当する療養部分についてその費用(当院設定金額:3,300 円)を患者さまから徴収しております。

ただし、緊急その他やむを得ない事情(国の公費医療制度、地方単独事業、社会福祉法)により、他の医療機関からの紹介によらず来院した場合にあってはこの限りではありません。

## ■「入院基本料」について

当院では、(日勤、夜勤合わせて)入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しており、看護補助者も配置しております。

## ■「DPC 対象病院」について

当院では、入院費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC 対象病院」となっております。

※医療機関別係数:1.4507

(基礎係数:1.0451 + 機能評価係数Ⅰ:0.3228 + 機能評価係数Ⅱ:0.0631 + 救急補正係数 0.0197)

## ■180 日を超える長期入院について

当院では、同一疾病による入院期間が通算 180 日を超える 15 歳以上の長期入院の患者に入院基本料の 15%分を別途自己負担していただくものです。なお、重症の場合等、対象外となる場合があります。

一般病棟入院基本料算定患者 一日あたり 2,532 円(消費税込)

## ■「入院時食事療養(Ⅰ)」について

当院では、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時(夕食については午後 6 時以降)・適温で提供しております。また、予め定められた日に複数のメニューからのお好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。

## ■「入院診療計画」、「院内感染防止対策」、「医療安全管理体制」について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同で患者に関する診療計画を作成し、7 日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策加算、医療安全管理体制の基準を満たしております。